

放送番組の二次利用に関する権利処理の円滑化のための取組について

(案)

平成 20 年 12 月 15 日
コンテンツ・日本ブランド専門調査会

1. 趣旨

放送番組のネット配信に関し、集中管理の拡大や契約ルール（標準的な許諾条件）を形成することにより、様々な権利処理が円滑に行われる仕組を整備することを目指す。

2. 検討課題

放送番組の権利処理に係る昨今の動向等を踏まえ、権利処理が円滑に行われるよう、関係者の合意に基づき集中管理の拡大や契約ルール（標準的な許諾条件）の形成を図る。

3. 検討体制

- 映像に関する実演に関して、契約の自主基準やひな形を策定するために発足した「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」（久保利英明会長）に協議を依頼する。
- 同検討委員会の取組については、内閣官房知的財産戦略推進事務局、総務省、文化庁、経済産業省が一体となって支援する。

4. コンテンツ・日本ブランド専門調査会への報告

上記に関する進捗状況をコンテンツ・日本ブランド専門調査会に適宜報告する。